

令和6年第3回定例教育委員会会議録（要旨）

開会日 令和6年3月15日
場 所 市役所406会議室
時 間 午後5時10分 開会

（出席委員）

湯原教育長、渡邊委員、滝委員、鈴木委員、村田委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

松本教育部長、川和学校教育課長、石井生涯学習課長、宇梶図書館長、樫村教育総務課長、中野教育総務課長補佐、矢吹教育総務課主幹

（次 第）

- ・議 事 議案第 3号 北茨城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 4号 北茨城市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 5号 北茨城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第 6号 北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 7号 北茨城市教育委員会の所管に属する職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 8号 北茨城市立学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 9号 北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について

議案第10号 令和6年度定期人事異動に伴う校長の任免の内申について

- ・報告事項 (1) 北茨城市立学校医の辞職について
- (2) 3・4月の教育委員行事日程について
- (3) その他

(開 会)

教育総務課長

委員の皆様におかれましては、動画視聴による研修お疲れ様でございました。予定より早く文教厚生委員会が終わりましたので、開始時刻を前倒ししまして、令和6年第3回定例教育委員会を始めさせていただきます。はじめに、湯原教育長より御挨拶と教育長報告をお願いいたします。

(教育長からの挨拶、教育長報告)

教育総務課長

報告については以上となります。御質問等ございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

それでは次にまいります。ここからの議事進行については教育長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議案第3号 北茨城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について)

教育長

それでは本日の議事に入ります。教育部長から説明をお願いします。

教育部長

議案に入ります前に、議案関連の御報告がございます。本市においては、第5次北茨城市行政改革大綱に基づき、市民サービスのより一層の向上を図るため、組織制度や行財政の在り方を見直し、行財政運営の適正化、効率化に努めており、さらには集中改革プランを策定し、着実に効果を上げてまいりました。一層進む人口減少と少子高齢化に

より税収の減少や社会保障費の増加など行政を取り巻く環境は一層厳しい現状にあり、効率的な行財政運営の継続が必要であります。これらのことから令和6年4月から組織改編としまして、学校給食センターの教育総務課への編入が示されております。本日の議案、第3号ないし第7号につきましては、この度の組織改編に伴い、教育委員会所管の規則、規程の改正を行うものであります。

教育長

続いて、教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

(議案第3号 北茨城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、朗読。)

部長からも説明がありましたとおり、組織の見直しが行われ、令和6年4月1日から学校給食センターは教育総務課に編入することになります。今回の改正は、組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、改正に併せ文言等の見直しも行っています。

内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので4ページをお開き願います。第3条の表中、「教育総務課 総務学務係 教育施設係」を「教育総務課 総務学務係 教育施設係 学校給食センター」に改めます。教育総務課は、現在の2係から3係になるということです。

次に、4ページから5ページにかけて、第9条の表、「職」の欄に、「学校給食センター長及び」を加え、「係長(学校給食センター長及び生涯学習センター所長を含む)」に改めます。こちらは、学校給食センター長の職位を規定するものです。

次に別表、教育総務課の分掌事務に「27号 学校給食に関すること」、「28号 学校給食センターの管理及び運営に関すること」、「29号 学校給食会に関すること」、「30号 学校給食センター運営委員会に関すること」の4号を追加し、30の分掌事務とするものです。

最後に、「この規則は、令和6年4月1日から施行する。」といたしております。

教育長

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

滝委員

総務課って大変だなと思っているのですが、ますます大変になりますね。学務係と施設係だけでなくなのですね。

渡邊委員

今まで学校教育課と教育総務課は編成がいろいろあり、人が増えたり減ったり、滝委員からあったように、大変な仕事をされてるなど見て感じています。学校給食センターが教育総務課に入ることに反対はしませんが、大変だろうなと思いますね。それに伴って、人数的には増えるのでしょうか。当然、課長の仕事は増えますよね。

教育総務課長

そうですね。

渡邊委員

そうすると係が1つ増えるわけですから、何人くらい増えるのか。例えば総務学務係の人数をずっと見てくると、減ってる状態です。いろいろ苦勞されて努力しながら、対応されているんだと思うんですけども大変な状況ですね。予算も先ほど教育長からあったように6.3%というのは、はっきり言って少ないですよ。1割取れば良いなと思っているのですが6.3%、建物を造らないときにはどうしても下がってしまい、予算がない。しかし、ある程度仕事というのは毎年同じようなものがあるわけです。今の段階でヒアリングの結果、人数だけでも増減があるか聞かせてもらえればと思いますが、まだ発表にはならないのですか。

教育総務課長

私達もまだ分かりません。

教育部長

どこも少ないと言われてまして、要望はしているのですがなかなか増えません。学校給食センターに関しましては、調理業務を民間に委託することで年間4,000万ぐらいのお金が出ています。令和5年度については私が兼務ということでやらせていただきましたが、今年でそれが終わるとなると、課制を敷くものではない。学校教育課のような指導係1係で管理しているところもありますが、そこは特別なところであって、通常1課1係にはしません。学校給食センターには、今は調理係がなくなっている

状況なので、1課1係が成立してしまいます。そうすると課としての存続意義がないというところで1つの係になるということです。学校給食センターに関しては所長がいなくなり、教育総務課長が兼務ではなく係の1つとして管理するということになりました。

渡邊委員

ヒアリングは部長と課長が参加されたのですか。それとも、決まりましたという文章のみの形だったのでしょうか。

教育部長

大体は組織改編の委員会のようなものがあって、話が議論されるのですが、市役所の係は年によっても結構変わります。話し合いの中で、教育委員会だと給食センターが今、部長が兼務しているが、課として存続させる意義ってあるのかな、という話がされて、係でも大丈夫という結論になりました。

渡邊委員

市町村によっては教育委員会に6つ程度課があるところもありますし、実は学校教育課から学務係が抜けるときに、ヒアリングで私は大反対したことがありました。もう決まったものなので、なかなか現場が大変だろうなという感じを受けました。

教育部長

行財政運営の中でやっぱり上を外すとすると、どうしてもこうなってしまいます。

渡邊委員

はい、わかりました。

教育長

そのほか御意見・御質問等が無ければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第4号 北茨城市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について)

教育長

議案第4号について学校給食センターからお願いします。

教育部長

(議案第4号 北茨城市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について、朗読。)

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、第2条は、学校給食センターにおける業務内容について規定するものであり、同条第1項第7号の改正は、文末を整えたものであります。次に、第3条から次ページの第5条につきましては学校給食センターにおける係の設置、分掌事務等について規定するものであり、教育総務課への編入により、第3条第3項の職員の配置を除き、北茨城市教育委員会事務局組織規則において新たに規定することから削除するものであります。また、これにより10ページ、別表(第4条関係)を含む第4条および第5条を削除するため、以下、第6条から第11条までを2条ずつ繰り上げるものです。次に第10条は、学校給食運営協議会の庶務について規定するものであり、編入により学校給食センターを教育総務課へ改めるものであります。施行日は令和6年4月1日であります。説明は以上です。

教育長

ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますか。

御質問等無ければ、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

(議案第5号 北茨城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について)

(議案第6号 北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について)

(議案第7号 北茨城市教育委員会の所管に属する職員の標準的な職および標準職務遂行能力を定める規定の一部を改正する訓令について)

教育長

続いて、議案第5号について学校給食センターからお願いします。

教育部長

議案第5号から7号まで一括で説明させていただきます。

(議案第5号 北茨城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、朗読。)

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をお願いします。まず第2条、教育委員会における公印について規定するものであり、学校給食センターにおいては、教育総務課への編入により係制となるため公印を廃止することから、別表第5号の公印の規格とともに削除するものであります。また、現行の様式第2号、表の下部のB5縦長左とじにつきましては事実に即さないことから、この度の改正に合わせ削除するものであります。施行年月日は令和6年4月1日であります。

次に議案第6号について御説明いたします。

(議案第6号 北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、朗読。)

次ページの新旧対照表をお願いします。まず、第2条第1項につきましては条文における文言の修正であります。次に、同条第4号および第5号、ならびに第7条表中、また、第8条別表第1および別表第2における改正につきましては、これまで給食センター所長および図書館長については、「その他の教育機関の長」と位置づけられておりましたが、給食センター所長が廃止されることにより、当該への位置づけが図書館長に限られることから、「その他の教育機関の長」を削除し、新たに図書館長を規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。施行年月日は令和6年4月1日であります。

次に、議案書の22ページをお願いいたします。

(議案第7号 北茨城市教育委員会の所管に属する職員の標準的な職および標準職務遂行能力を定める規定の一部を改正する訓令について、朗読)

改正内容につきまして、第2条は教育委員会における標準的な職務について規定するものであります。1行目は、条文におけるものの修正であります。また、2行目につきましては、この度の編入により、北茨城市立学校給食センター管理規則第5条第1項に規定しておりました所長の職の廃止に伴い、削除するものであります。施行年月日は令和6年4月1日であります。説明は以上です。御検討のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

議案第5号から第7号まで一括して説明がありましたけれども、何か御質問等ございますか。

(質問等なし)

御質問等無いようですので、承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第8号 北茨城市立学校薬剤師の委嘱について)

教育長

議案第8号について教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

(議案第8号 北茨城市立学校薬剤師の委嘱について、朗読。)

このたびの学校薬剤師の委嘱につきましては、華川小学校の学校薬剤師の辞職に伴い、北茨城市薬剤師会の推薦を受け、学校薬剤師をお願いするものです。委嘱日は令和6年4月1日です。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

議案第8号について説明がありましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

(質問等なし)

それでは質問等無いようですので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第9号 北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について)

教育長

続きまして議案第9号について学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

(議案第9号 北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について、朗読)

任用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の委嘱でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの説明について、御質問等何かございますでしょうか。

渡邊委員

教育要覧が出たときにお話をしたと思いますが、心の教室相談員について、「活用調査

研究」という文言がやはり気になるんですね。先ほど教育長からの施政方針の中にも出てきていると思いますが、北茨城市は不登校児童生徒も増えているので、市の予算を有効的に動かしてもらえればと思います。「活用調査研究」というのは多分、日常的に何か提出物を出しているということではないですよ。それよりは子どもたちと直接相談をする、そういうコミュニケーションが大事だと思います。5人の方にぜひやっていただけるということなので、調査研究ではなくて、不登校やいじめのことについての研修の中で、このことについて話題に出すとか、市でこれだけ予算を取って人を充てているので、目的をもう一度考えてはどうかな、と思いました。

教育長

御意見ありがとうございました。そのほか御意見等ございますか。

村田委員

渡邊委員から活用についてのお話がありましたが、私も間接的に社員たちを通して、いろんな話をしている中で、やはり学校に行けないお子さんを抱えている若いお母さんがどこに相談していいかわからなくて困っているという話を聞いております。そのお子さん本人や、そういった問題を抱える親御さんが相談できる場所、皆さんどうしたらいいのだろう、と家にこもって悩んでいるようなので、こういうものもあるということをもっと何かの手段で周知できればな、ととても感じました。

教育長

ありがとうございます。できる限り気軽に相談していただき、保護者の困り感にも寄り添えるようにしていけたらなと皆さん思ってくれていると思うので、そういうふうを考えていきたいと思います。

そのほか御質問等が無ければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(議案第10号 令和6年度定期人事異動に伴う校長の任命の内申について)

教育長

議案第10号について教育総務課からお願いします

教育総務課長

(議案第10号 令和6年度定期人事異動に伴う校長の任免の内申について、朗読。)

本議案について御説明いたします。県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっておりますことから、令和6年4月1日付、北茨城市立小・中学校教職員の人事異動につきまして、茨城県教育委員会へ内申の手続きを行うため、教育委員会の権限に属する校長の任免について承認を求めるものです。教育長より内示につきまして御説明をお願いします。

教育長

教育委員の皆様には内示書、人事異動の概要、管理職一覧の案をお渡ししております。先ほどありましたように、この内申をもって辞令が発令されるということですので、今日は御承認をしていただくため、説明をしていきたいと思っております。

(別紙議案書に基づき説明)

御質問等ございましたらお願いいたします。無ければ、原案の通り承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

ありがとうございます。それでは承認といたします。

(報告事項(1) 北茨城市立学校医の辞職について)

教育長

北茨城市立学校医の辞職について教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

学校医辞職の御報告です。常北中学校の学校医の辞職に伴い、今まで2人体制でしたが、生徒数も減少していることから協議をした結果、1人体制で行っていただくこととなりましたので、新たに委嘱は行いません。令和6年度の学校医・歯科医・薬剤師の一覧をお手元にお配りしておりますので、後ほど御確認ください。

(報告事項(2) 3月・4月の教育委員行事日程について)

教育長

3月・4月の教育委員行事日程について教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長

それでは、3月及び4月の教育長及び教育委員の行事について、御案内いたします。

3月これからの行事日程としましては、3月21日(木)、各小学校によって開始時間が若干異なりますが、令和5年度の卒業式が執り行われます。教育委員の皆さまには、御出席いただき、祝辞をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2点目、3月29日(金)午前9時から、406会議室において令和6年第1回臨時教育委員会を開催します。また同日午後2時から、市役所4階会議室において、退職・転出者の教職員定期人事異動辞令伝達式を行います。教育委員の皆様には、御出席をお願いいたします。お手元に、辞令伝達式の御案内をお配りしておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、4月の行事日程になります。

1点目、4月1日(月)午後1時30分から、市役所4階会議室において新規採用・転入者等の教職員定期人事異動辞令伝達式を行います。こちらにつきましても、退職者の辞令伝達式同様に教育委員の皆様の御出席をお願いいたします。

2点目、4月9日(火)、各小・中学校の入学式が挙行されます。教育委員の皆さまには、御出席いただき祝辞をお願いしたいと思っております。すでに、依頼文がお手元に届いていると思っておりますが、各校式典開始時間の20分前までには来校いただきますよう、重ねて申し上げます。小学校卒業式の祝辞につきましては、お手元にお配りしておりますので、後ほど御覧ください。入学式の祝辞につきましては、もうしばらく時間を頂戴しまして、後日のお届けとさせていただきます。

3点目、まだ開催通知は届いておりませんが、令和6年度県北市教育委員会連絡協議会の定期総会及び意見交換会が、4月16日(火)日立市教育会館、白山において開催される予定です。詳細が分かり次第、日程等については御連絡いたしますので、御承知おき願います。

4点目、4月18日(木)午後2時から、第4回定例教育委員会を406会議室において開催したいと思っておりますが、御都合はいかがでしょうか。

各委員

大丈夫です。

教育総務課長

それでは、4月18日（木）午後2時からの開催としたいと思いますので、よろしくお願い致します。

そのほか皆様お忙しいでしょうから、現在、開催日が決定しております県及び関東甲信越静の総会及び研修会の開催日のみお知らせさせていただきます。

1点目、茨城県市町村教育連合会定期総会及び講演会が5月24日（金）、古河市で開催されます。

2点目、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が5月31日（金）、古河市で開催されます。

2週連続で古河市に行くこととなりますが、関東甲信越静の会議は、茨城大会ということで協力を求められていますので、ご参加いただきますようよろしくお願い致します。

次ページにつきましては、4月の教育委員会における主な行事予定となっておりますので、後ほど御覧ください。以上です。

教育長

ただいまの説明について、御質問等ございますか。

（質問等なし）

無いようですので、その他の報告に入ります。生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長

令和5年度学校運営協議会活動報告ということでお手元にお配りしております。

今年度の学校運営協議会につきましては、常北中学校が2年目、関本小中学校が3年目を迎え、その他の小中学校12校は令和5年4月に設置いたしました。各校の取り組み状況につきましては、お手元の資料の通りです。各校とも年間5回程度の協議会を開催しております。学校運営協議会の必須項目であります学校運営基本方針、グランドデザインの承認につきましては、各校とも第1回の協議会で承認を得ており、2回目以降は、地域とともにある学校づくりについて熟議、学校行事に参加するなどの活動をしております。中には、地域と連携した活動ができた学校もございます。詳細につきましては、お目通しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

教育長

ただいまの件につきまして何か御質問等ございますか。

（質問等なし）

そのほか、報告はございますか。

教育総務課長

はい。

教育長

教育総務課からお願いします。

教育総務課長

今年度のインフルエンザ発生状況について、御報告いたします。

これまでの罹患児童・生徒数は、延人数で、小学校が742名、中学校が323名、合計で1,065名となっております。先月より82名の増となっております。本日は、小学校21名、中学校3名合わせて24名が欠席といった状況です。明德小学校の5年生が学級閉鎖となっております

教育長

そのほか、ございますか。

(報告等なし)

無いようですので、進行を事務局に戻します。

(閉 会)

教育総務課長

本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。以上をもちまして令和6年第3回定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後6時15分